2　法第五十一条の四第五項に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあっせん又は当該機関における仲裁手続により資金移動業関連紛争（法第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十九項に規定する資金移動業等関連紛争のうち法第二条第二十五項に規定する資金移動業務に関するものをいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

［二～四　略］

3　前二項（第一項第五号及び前項第四号に限る。）の規定にかかわらず、資金移動業者等は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により資金移動業関連苦情の処理又は資金移動業関連紛争の解決を図ってはならない。

［一～三　略］

（資金移動業に関する帳簿書類の作成及び保存）

第三十三条　法第五十二条に規定する資金移動業に関する帳簿書類は、次に掲げる帳簿書類とする。

［一～十　略］

十一　特定信託会社である場合にあっては、次に掲げる記録

イ　各営業日における当該特定信託会社が発行した特定信託受益権の履行等金額の合計額の記録

ロ　各営業日における特定信託口口座により管理する金銭の額の記録

2　資金移動業者等は、帳簿の閉鎖の日から、前項第一号から第三号までに掲げる帳簿書類にあっては少なくとも十年間、同項第四号から第十一号までに掲げる帳簿書類にあっては少なくとも五年間、当該帳簿書類を保存しなければならない。

（資金移動業に関する報告書）

第三十四条　法第五十三条第一項の報告書は、事業概況書及び資金移動業の種別ごと（特定信託会社にあっては、特定資金移動業を含む。）の収支の状況を記載した書面に分けて、別紙様式第十九号（外国資金移動業者又は外国信託会社にあっては、別紙様式第二十号）により作成して、事業年度（外国信託会社にあっては、毎年四月から翌年三月までの期間。次条第一項において同じ。）の末日から三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

（未達債務の額等に関する報告書）

第三十五条　法第五十三条第二項（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定める期間は、事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間（最後に三月未満の期間を生じたときは、その三月未満の期間。次項並びに次条第一項第二号及び第二項第二号ニにおいて「報告対象期間」という。）とする。

2　法第五十三条第二項の報告書は、別紙様式第二十一号により作成して、報告対象期間経過後一月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

（報告書の添付書類）

第三十五条の二　法第五十三条第三項第一号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　法第五十三条第一項の報告書を提出する場合　次に掲げる書類

［イ・ロ　略］

2　［同上］

一　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあっせん又は当該機関における仲裁手続により資金移動業関連紛争（法第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十三項に規定する資金移動業等関連紛争のうち法第二条第十五項に規定する資金移動業務に関するものをいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

［二～四　同上］

3　前二項（第一項第五号及び前項第四号に限る。）の規定にかかわらず、資金移動業者は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により資金移動業関連苦情の処理又は資金移動業関連紛争の解決を図ってはならない。

［一～三　同上］

（資金移動業に関する帳簿書類の作成及び保存）

第三十三条　［同上］

［一～十　同上］

［号を加える。］

2　資金移動業者は、帳簿の閉鎖の日から、前項第一号から第三号までに掲げる帳簿書類にあっては少なくとも十年間、同項第四号から第十号までに掲げる帳簿書類にあっては少なくとも五年間、当該帳簿書類を保存しなければならない。

（資金移動業に関する報告書）

第三十四条　法第五十三条第一項の資金移動業に関する報告書は、事業概況書及び資金移動業の種別ごとの収支の状況を記載した書面に分けて、別紙様式第十九号（外国資金移動業者にあっては、別紙様式第二十号）により作成して、事業年度の末日から三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

（未達債務の額等に関する報告書）

第三十五条　法第五十三条第二項の報告書は、別紙様式第二十一号により作成し、毎年三月三十一日、六月三十日、九月三十日及び十二月三十一日（以下この条並びに次条第一項第二号及び第二項第二号において「報告基準日」という。）ごとに、当該報告基準日から一月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

（報告書の添付書類）

第三十五条の二　［同上］

一　法第五十三条第一項の資金移動業に関する報告書を提出する場合　次に掲げる書類

［イ・ロ　同上］